

平成27年度事業計画

一般社団法人 日本工業用水協会

平成 27 年度事業計画

本会は、工業用水道事業の普及及びその健全な発達を促進するとともに、工業用水に関する知識の普及及び技術の進歩向上を図り、もってわが国産業の発展に寄与することを目的としている。

工業用水道事業は、近年、実需要量と施設能力の乖離、施設の老朽化・強靭化、経営の悪化、団塊世代の大量退職等の課題を抱えている。本会は、こうした課題の解決に向けて、関係機関等との総合調整、調査・研究及び立案、工業用水関連人材の育成と技術の向上に取り組んできた。

引き続き、工業用水道事業の推進のため、効率的、効果的に事業を開拓していくこととする。

平成 27 年度の具体的な事業計画は、以下のとおりである。

1. 総会・理事会等

本会の会務、事業全般の企画立案、計画の策定、執行等のため以下の会議等を開催する。

(1) 総 会

定期総会を 6 月（上旬を予定）に開催する。

(2) 理事会

年 2 回（5 月、1 月を予定）、その他必要に応じ開催する。

(3) 監事會

年 1 回程度、その他必要に応じ開催する。

(4) 協会運営委員会

年 2 回程度、その他必要に応じ開催する。

2. 事 業

(1) 工業用水道事業施策の要望

国庫補助制度、地方債制度等の制度拡充等、事業体の要望実現に向けて会員一同が団結して、効果的な活動を開拓する。

(2) 調査研究に関する事業

① 工業用水道事業研究大会

工業用水道施設の建設、維持管理、事業運営等に関する諸問題について予め検討課題を設定して会員相互間で意見交換、討議を行い、工業用水道事業の円滑な運営に寄与するため、兵庫県淡路市内で10月22・23日（予定）に開催する。併せて、地元の工業用水道施設等の視察も実施する。

② 研究発表会

工業用水等に係る技術の進歩向上に資するため、工業用水道の建設、維持管理、経営の合理化及び工業用水・排水の処理技術等、工業用水に関するあらゆる部門について、会員の日頃の調査研究、試験成果等の発表会を、2月頃（予定）に東京で開催する。

③ 経営委員会（技術委員会と合同開催）

工業用水道事業研究大会における経営部門の検討課題の選定、提起された諸問題の検討及び政府への要望事項の調整等を行うとともに、必要に応じ工業用水道事業の経営の健全化、合理化の方策等について検討を行う。

④ 技術委員会（経営委員会と合同開催）

工業用水道事業研究大会における技術部門の検討課題の選定、提起された諸問題の検討等を行うとともに、必要に応じ工業用水道施設等の技術的な諸問題について検討を行う。

⑤ 編集委員会（調査研究部門）

研究発表会の開催について、具体的な企画、立案及び運営を行うとともに、必要に応じ工業用水・排水の処理技術上の諸問題について検討を行う。

⑥ 関連産業委員会

工業用水道用品、技術又は役務を提供する関連産業界の立場から、専門的事項の調査研究、委員相互の連絡、諸問題の検討等を行う。

⑦ その他

工業用水道施設設計指針の改訂の検討を、平成26年度活

動中の「工業用水道維持管理指針検討小委員会」を改組して設計指針改訂の方策等の検討を行い、技術委員会に報告する。

必要に応じ、工業用水に係る諸問題について調査、研究を行うため、小委員会を設け種々検討等を行う。

(3) 出版に関する事業

① 編集委員会（編集・出版部門）

会誌「工業用水」の編集方針の決定、企画、原稿の審査等のため開催する。

また、会誌「工業用水」に掲載された論文等から会長表彰論文を審査決定する。

② 出版図書及び出版の企画

- ・ 会誌「工業用水」(No. 630～No. 635を発行) (隔月刊)
- ・ 工業用水道維持管理指針
- ・ 工業用水道実務必携・歩掛表等の企画

(4) 講習会に関する事業

① 「工業用水道維持管理指針」2015年改訂版講習会

平成27年に出版予定の同改訂版の出版後、同書の内容について講習会を実施する

(5) 検査に関する事業

① 工業用水道管・弁類等製造事業場の審査等

事業体委員で構成する認定委員会により、製造事業場の設備、検査方法、品質管理等の審査等を行う。

② 工業用水道管・弁類の委託検査

工業用水道で使用するダクタイル鉄管、鋼管、硬質塩化ビニル管、弁類等の検査を（公社）日本水道協会との協定により委託する。

(6) 団体保険に関する事業

工業用水道賠償責任保険及び工業用水道機械設備損害保険を新たに創設し、保険取次事業を実施する

(7) その他

- ① 協会ホームページの維持・充実を図るとともに、必要に応じ閲覧・検索システムの一層の拡充、構築を図る。
- ② 「備蓄資機材の情報提供」等、これまで実施している各種情報を更新して、引き続き提供していく。
- ③ 工業用水に関する図書、資料等を収集・常置し、会員の参考に供するよう努めるとともに、有益な情報・資料の提供等に務める。
- ④ 河川基金助成事業に応募し、有益な調査報告書を作成し、会員への情報提供に努める。
- ⑤ 経済産業省、厚生労働省が主催し、日本水道協会と共に「水道分野における官民連携推進協議会」を行う。